



26山議第65号

平成26年12月25日

中野市聴覚障害者協会

会長 山田 靖 様

山ノ内町議会議長 児玉 信治



陳情の審査結果について（通知）

平成26年11月25日付で提出された下記の陳情は、採択と決定したので
通知します。

なお、採択に伴う意見書について、関係行政機関に送付したので申し添えます。

記

1. 陳 情 名 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情書
2. 採 択 日 平成26年12月22日
3. 意見書送付 平成26年12月25日

議会事務局 議事係

担当 常田和男

TEL 0269-33-1101

「手話言語法」制定を求める意見書

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語です。手話を使うろう者にとって、きこえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきました。

平成18年12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されています。

障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、平成23年8月に成立した「改正障害者基本法」では「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段について選択の機会が確保される」と定められました。

また、同法第22条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及・研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考えます。

よって、下記の事項について国に要望します。

記

1. 手話言語法を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年12月25日

衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様
厚生労働大臣 様
文部科学大臣 様

長野県山ノ内町議会議員 児玉 信治